

104 教員の立候補並びに選挙運動に付官公私立大学等へ通牒
〔昭和二十一年三月〕

〔昭和二十一年三月〕

(注記1) 発專一二九号 (注記2) 定決裁
3月20日 文書課長 (注記2)
3月29日 起案者 (注記2)
3月20日 文書課長 (注記2)
3月29日 起案者 (注記2)

昭和二十一年三月十五日起案

事務官

次長 (飯木) (抹消)
〔大学教育課長〕 (加筆) (抹消)
〔庶務課長〕 (印) (内藤)師範教育課長 (秋村) (印) (注記3)
〔庶務課長〕 (印) (内藤)

次官 (有光) (印) (日高)

秘書課長 (抹消) (印) (渡邊)
〔庶務課長〕 (印) (内藤)文書課長 (抹消) (印) (宮原)
〔庶務課長〕 (印) (内藤)案 (速達) (加筆) (印) (宮原)
〔か一〕 (印) (内藤)

22年3月24日

学校教育局長名

官公私立大学高等専門学校長 (加筆)

(○)教員養成諸学校長

地方長官

宛

(下)札

教員の立候補並に選挙運動について

近く行はれる各種選挙に教員が立候補する場合〔及び當選した場合〔取扱いは〕〕は左記により取扱うこととし、この趣旨の徹底に関し特別の御配慮を煩したく命により通牒する。

〔抹消〕〔記〕
〔教員の立候補及選挙運動に関する件〕

一、衆議院議員又は参議院議員に立候補する者

(イ) 〔官公私立学校の教員は〕両院何れかの議員となつた者は法律上教職を兼ねることはできない。〔衆議院議員選挙法第十条、参議院議員選挙法第八条〕

(ロ) 両院何れかの議員に教員が現職のまま立候補することは差支えない。〔この場合に〕〔は〕、できるだけ教職に支障のない方途を講ずること。」

二、地方議会の議員に立候補する者

(イ) 都会、府県会、市会、区会及町村委会の議員に当選した者が教職を兼ねることは法律上差支ない。但しその場合、官吏であるものは、所属長官の許可を受けなければ当選を承諾することはできない。〔道府県制第六条第五項、市制第十八条第四項、町村制第十五条第四項、道府県制第三十一条第五項、市制第三十二条第五項、町村制第二十九条第五項〕〔都制第十四条第四項、都制第四十八条第四項、都制第一百四十六条第四項〕

(ロ) 地方教官（中等学校、青年学校〔抹消〕〔及び〕国民学校〔の〕教官）が地方議会の議員に当選した場合、〔特に業務に支障のない限り〕現職のまま当選を承諾することは許可して差支ないが、そのため、〔できるだけ〕教職に支障のない〔よう措置すること〕〔方途を講ずること〕。

／二月三日内務省発地乙第五七号通牒参照、

(注記5)

右は地方教官が県会議員等との兼職することは差支え

ない旨の通牒である。

(ハ) 地方議会の議員に教員が現職のまま立候補することは差支ない。〔この場合も、教職にできるだけ支障のない〔抹消〕〔よつ〕方途を講ずること〕

三、東京都長官道府県知事、市長、区長、町村長と教員との兼職

(イ) 教員と〔東京都長官〕道府県知事〔又は市町村長〕〔市長、区長、町村長〕とは、両者が共に専務職であるから、両者を兼職することができるのは当然である。なお、官吏たるものについては、所属長官の許可を受けなければ、当選承諾をすることができない。

(ロ) 教員が現職のまゝ、東京都長官、道府県知事、市長、区長及び町村長等に立候補することは差支えない。〔この場合も、教職にできるだけ支障のない方途を講ずること。〕

四、右の如く教員が地方議会の議員と兼職することは禁止されていないのであるが、今回の選挙は、日本の民主化に深い関心を有する世界各国の注視の下に行はれ且つ、将来、新憲法に基く民主主義国家を建設するための重大なる転機となる〔も〕のであつて、もとより、公正清純を期せねばならない。このため、現職にある教員がその特殊の地位を利用して選挙運動を行ふが如き〔は厳に慎まなければならない。〕〔行為は絶対にしてはならない。〕

五、教員組合の選挙運動

教員組合〔が特に選挙に关心をもつあまり、〕〔は、〕^(加筆)労働組合としての本来の目的と在り方を逸脱〔するようなこと〕があつてはならない。」〔せず且つ組合員の政治的自由を拘束しない限りに於て、選挙運動を行うことは差支えない。〕

選挙運動に當つて、組合員は不当な負担を課し、或はその意思を拘束し、或は被教育者及その父兄を利用し、又はその意思に干渉するような行為はもとより許さるべきものではなく、組合自体が政治団体化して法律上の労働組合と認められなくなるようなことがあ〔つ〕てはならない。

六、その他昭和二十一年一月十七日発学一〇六号による通牒の主旨も併せて考慮すること。

〔参考〕官吏の議員等兼職並に立候補の件 ^(注記6)

(昭二二、三、一四)

重大時局下、官公吏の責任は、極めて重且大であるから、その職務遂行に障害を及ぼすことは極力之を避けなければならぬ。他面各種議会の議員も亦各法規の精神に鑑み出来得る限りその職務に専念せしめることが望ましく、官吏並に議員又は市町村長双方の職務を保障なく遂行することは極めて困難のことであるから国会議員以外の法律上兼職を禁止されていない場合でも本属長官の承認に関しては左記方針により措置すること致したい。

記

一、部課長、係長等責任のある地位にあるものは勿論のこと、その他の職員であつても、特別の事情があり且その職務の遂行に支障を認められない場合の外は議員又は市町村長との兼職を認めないこと。

二、教員に就ては一、にか、わらず特に業務に支障のない限り議員との兼職を認めて差支ない。」^(加筆・朱線)

三、現業事務に従事してゐる議員は一、にか、わらず、責任のある地位にあるものその他特に業務の遂行に支障あるものを除き、議員との兼職を認めて差支ない。

四、立候補の場合に付てはその職務の性質上又は職務遂行上支障のない限り在職のまゝ立候補することを得るものとすること。

備考

公吏に関しても官吏に準ずるものとすること。

以上

内閣閣甲第一一一号

昭和二十二年三月十四日

^(注記7)

内閣書記官長 四

文部次官殿

官吏の議員等兼職並びに立候補の件

標記の件が、本日次官会議において別紙のとおり決定したから、右により然るべく御配慮ありたく通知する。

(昭二二、三、一四)

官吏の議員等兼職並に立候補の件

官公吏と国會議員並びに地方公共団体の長及び議会の議員との兼職に関する取扱に関する件

重大時局下、官公吏の責任は、極めて重且大であるから、その職務遂行に障害を及ぼすことは極力之を避けなければならぬ。他面各種議会の議員も亦各法規の精神に鑑み出来得る限りその職務に専念せしめることが望ましく、官吏並に議員又は市町村長双方の職務を支障なく遂行することは極めて困難のことであるから国会議員以外の法律上兼職を禁止されていない場合でも本属長官の承認に関しては左記方針により措置することと致したい。

記

一、部課長、係長等責任のある地位にあるものは勿論のこと、
その他の職員であつても、特別の事情があり且その職務の遂
行に支障を認められない場合の外は議員又は市町村長との兼
職を認めないこと。

二、教員に就ては一、にか、わらず特に業務に支障のない限り議員との兼職を認めても差支ない。

三、現業事務に従事してゐる職員は一、にか、わらず、責任のある地位にあるものその他特に業務の遂行に支障あるものを除き、議員との兼職を認めても差支ない。

四、立候補の場合に付てはその職務の性質上又は職務遂行に支障のない限り在職のまゝ立候補することを得るものとするこ

蒲芳
卷之三

(昭和二二・三・一一)

(1) 官吏並びに地方公共団体の有給の吏員及びその他の職員中には嘱託及び雇傭員は含まないものとする。

(2) 教員で官吏の身分を有する者は右の表にかゝわらず本属長官の許可を得れば地方公共団体の議会の議員と兼職なうるとの行政実例あり。(昭和二十二年一月三日香川県知事宛地方長官回答)

〔(抹消)「〔官吏ニシイテ〕」
「三月十四日次官会議決定」〕

(注記 6)
〔学校局ぐ〕

(注記 7)
〔学校局ぐ〕

(注記 8)
〔文部省 昭22・3・17 官秘19〕

(下札)

〔印種別 か一／聯繫／登録追加／件名 官公私立大学高等専門学校長、教員養成諸学校長、地方長官へ通牒
に選挙運動について／番号／結了年月日 昭二二三二〇／保存年限／枚数〕

〔〔自昭18年至昭24年 第2冊 文部省⁵⁹ 教育職員給規3A, 32—6, 2429〕〕

〔^(加筆)
学校教育局庶務課
安島事務官〕

(3) 都道府県の長及び東京都の区の区長は現行法では何れも官吏であるから任命により任官するか特に官吏の兼職については法律上制限を設げず任命の際の措置に委せられてゐる。

(4) 都道府県市町村の長又は議会の議員とその都道府県市町村以外の団体の吏員との兼職については法律上別段の制限がないが、吏員の属する当該団体においては、服務紀律上の問題が存する。

(注記 1)

「至急」

(注記 2)
〔(抹消)
〔学校局〕〕

(注記 3)

〔□□ 24・7・22 受領〕

(注記 4)

「一〇」(簿冊内件名番号)

(注記 5)